

財務省告示第九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年三月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年三月十四日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二四五十四回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のためのおける特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	成替法（と）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に、ついで、は、額面金額で二百億十
				万円の平成十八年度における財政運営のためのおける特例等に関する法律第二條第一項
				の規定に基づき発行する利付国債の

十五 償還金額

十三 第二期以後の利子

十二 募集の価格  
十一 利率  
九 発行日

八 振替単位  
七 最低額面金額  
六 払込金額

額面金額百円につき百円

平子を支払う。六月間に属する  
利子をその日以、各支払期にお  
て、その期とし、各支払期にお  
を、支払期とし、各支払期にお  
毎年三月十五日及び九月十五日

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{2} \times 1$$

す。次号及び第十四号において規定  
その銀行休業日に支払うときは、  
が、銀行休業日に支払うときは、  
金額を支払う。ただし、算出した  
とし、次の算式により算出した  
平成十九年九月十五日を支払期  
年・八パーセント  
額面金額百円につき百円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
額の整数倍の金額によるものと  
する。

五千万円

九百九十万円  
ついで、は、額面金額で七十億  
定に基づき、発行する利付国債に  
金特別会計法第五十一条の規  
二、十億九千万円、国債整理基  
債に、ついては、額面金額で七

十 八	十 七	十 六
払 込 期 日	募 集 期 間	払 元 場 所 金 支
平 成 十 九 年 三 月 十 五 日	平 成 十 九 年 三 月 二 日 か ら 平 成 十	日 本 銀 行